

婚外子差別に No! 電話相談 2024



042-527-7870

7月4日

8月1日

9月5日

※女性差別撤廃委員会
日本審査の関係で
10月はお休みします。

11月7日

12月5日

毎月第1木曜日 午後2時～8時

〈電話相談は無料です〉

※電話通話料のみご負担ください。

子どもはみんな平等です。親の結婚の有無で子どもを「嫡出子、嫡出でない子」と区別することは、差別であり、人権侵害です。

親が結婚していないという理由で、21世紀になっても、未だに子どもを法制度で差別することは、もうなくしていかなければならないと強く思います。

国連の女性差別撤廃委員会は、「婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止し、法が社会的な汚名と差別から婚外子とその母親を確実に保護するよう」日本に求めています。

私たちは婚外子やその母に対する差別をなくし、尊厳をもって生きられる社会の実現に向け、これまで取り組んできました。

差別されたことや不快な思い、わからないこと、出生届や戸籍の続柄のこと等々、どうぞお聞かせくださいますか。少しでも役に立つことができればと願っています。

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせください！

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。お電話ください！

事実婚での困ったことや悩みなどお聞かせください。

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫！
→家裁の窓口で変更と言われても、変更しないで大丈夫です。



婚外子の戸籍の続柄（つづきがら）は、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください！

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っている！
→前の記載を消せます。ぜひ、お電話ください。

主催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 FAX & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求め35年余運動してきた市民団体です。